

保育士等配置特例に係る Q & A

(令和6年3月1日現在)

No.	カテゴリ	質問	回答
1	共通	運営規程には、「職員の職種、員数及び職務内容」を記載する必要があるが、今回の特例を新たに適用しようとする場合、運営規程の該当部分を変更する必要はあるか。	特例に基づいて配置する職員は、保育士等とみなす（＝保育士等として扱い、配置基準上も保育士等の数に算入する。）ことから、運営規程の該当部分を変更していただく必要はありません。
2	共通	子育て支援員研修は、どのコースを受講・修了しても差し支えないのか。	この配置特例では、「地域保育コース（地域型保育）」の受講・修了が必要です。それ以外のコースを受講・修了していても、配置特例の対象とはなりません。
3	共通	「子育て支援員研修（地域保育コース・地域型保育）」の一部科目を受講・修了している職員は、特例の対象となるか。	「子育て支援員研修（地域保育コース・地域型保育）」は、全ての科目を受講・修了する（している）必要があります。
4	共通	チャイルドマインダーの資格を有しているため、子育て支援員研修の受講は必要ないか。	チャイルドマインダーと子育て支援員研修のカリキュラムは異なるため、チャイルドマインダーの資格を有している方であっても「子育て支援員研修（地域保育コース・地域型保育）」の修了が必要となります。
5	共通	「子育て支援員研修（地域保育コース・地域型保育）」は受講・修了していないが、類似の内容と思われる研修を受講・修了している場合でも、改めて「子育て支援員研修（地域保育コース・地域型保育）」を受講・修了しなければならないか。	「家庭的保育者基礎研修」を受講・修了している場合には、「子育て支援員研修（地域保育コース・地域型保育）」を改めて受講・修了する必要はありません。上記以外の研修を受講・修了している場合には、その内容を確認して判断しますので、のびのび安心子育て課の計画係までお問合せください。
6	共通	保育業務の従事経験が指定の時間未満であり、将来保育士の資格取得を希望している者が、「子育て支援員研修（地域保育コース・地域型保育）」を受講し、現在、修了証の交付を待っている状況です。修了証の交付前であっても、特例の対象となるか。	幼稚園教諭の普通免許状を有する者など一定の資格等を有する者を除き、「子育て支援員研修（地域保育コース・地域型保育）」を受講し、修了していることが特例の対象となる要件となります。質問の場合、修了証がまだ交付されていないことから、特例の対象とはならず、修了証交付後から特例の対象となります。なお、一定の資格等を有する者については、就業から1年以内に「子育て支援員研修（地域保育コース・地域型保育）」を受講し、修了する予定であれば、特例の対象となります。
7	共通	子育て支援員研修の受講が済んでいないため、配置から1年以内に受講・修了する予定としていたが、定員超過などのため、子育て支援員研修を受講・修了できなかった場合にはどうなるのか。	子育て支援員研修の受講・修了が要件となっている職員が、配置から1年以内に子育て支援員研修を受講できない場合には、当該職員を保育士等とみなすことができなくなります。子育て支援員研修は、本市のほか、埼玉県や民間事業者などでも実施していますので、必ず受講してください。（本市が実施する研修に限らず、いずれかの機関が実施する子育て支援員研修の「地域保育コース（地域型保育）」を受講・修了していれば差し支えありません。）
8	共通	届出様式のうち「要綱第2条への適合状況」（様式第1号・別紙1、様式第2号・別紙1）の最下段に、「項目2（業務負担の見直しの状況）又は項目3（処遇改善の状況）」において、右側の欄に☑が入る場合には、当該項目を改善した上で特例を適用してください」とあるが、右側の欄に1つでも☑が入る場合には、当該項目を改善しなければ、特例の適用を差し控える必要があるのか。	左側に1つも☑が入らない場合（保育士等の業務負担の見直しや処遇改善を全く実施していない場合）を除き、特例を適用していただいて差し支えありません。 【例】 業務負担の見直しで、ICTは導入している（左側の欄に☑）ものの、保育体制強化事業補助金の交付は受けていない（右側の欄に☑）場合は、特例を適用していただいて差し支えありません。 なお、上記の例のような場合にも、右側の欄に☑が入る項目の改善に努めていただき、保育士等が働きやすい、働き続けたいと考える環境づくりをしていただければ幸いです。
9	共通	届出様式のうち「要綱第2条への適合状況」（様式第1号・別紙1、様式第2号・別紙1）、項目2（業務負担の見直しの状況）の(1)において、「さいたま市保育体制強化事業補助金の交付を受け」とあるが、当該補助金を受けていない場合には、空欄のままでもよいのか。	空欄のままでも差し支えありません。

No.	カテゴリ	質問	回答
10	共通	1人の職員に複数の特例を適用させることはできるか。また、適用できる場合には、どのように届出書に記載すればよいか。 (例：児童が少数の時間帯に係る特例と保育の実施に必要な配置に係る特例の両方を適用して従事させる。)	適用する全ての特例において、対象となる職員の要件を満たしている場合には、1人の職員に複数の特例を適用させることができます。 (例えば、保育業務の経験が2,880時間以上あり、子育て支援員研修を修了している職員の場合、児童が少数の時間帯に係る特例と保育の実施に必要な配置に係る特例の両方を適用して従事させることもできます。) その場合の届出書の記載方法は、別添の記入例を参照してください。
11	児童が少数の時間帯に係る特例	朝夕等の児童が少数となる時間帯に、土曜日は含まれるか。	朝夕は、児童が少数となる時間帯の例示であり、配置が必要な保育士等の数が1名となる時間帯であれば、土曜日の日中も含まれます。なお、朝夕の時間帯でも、必要な保育士等が1名とならない場合には特例を適用できません。
12	幼稚園教諭等の活用に係る特例	幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心とした保育に従事させるよう努めることとされているが、養護教諭については、そのような年齢要件はあるか。	養護教諭については、年齢要件は設けていないため、歳児に関わらず配置可能です。
13	幼稚園教諭等の活用に係る特例	幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心とした保育に従事させるよう努めることとされているが、歳児的に小規模保育事業では活用できないのか。	専門性を十分に発揮するという観点からの努力義務であることから、幼稚園教諭や小学校教諭を小規模保育事業で活用できないわけではありませんが、「専門性を十分に発揮する」という趣旨を踏まえた配置に努めてください。
14	幼稚園教諭等の活用に係る特例	幼稚園教諭等の普通免許状については、令和4年7月1日から免許更新制が廃止となっているが、廃止前に有効期限が到来した免許状の取り扱いはどうなるのか。	幼稚園教諭などの普通免許状については、令和4年7月1日時点で、有効なもの(休眠状態を含む。)であれば、手続きなく有効期限のない免許状となることから、免許が失効していない限り、特例に基づいて配置する職員として認められます。(詳細は、文部科学省のホームページをご確認ください。)
15	幼稚園教諭等の活用に係る特例	幼稚園教諭等の普通免許状の写しを添付することになっているが、普通免許状を紛失してしまった。再発行事由にも該当していないため、再発行を受けることもできないが、どうすればよいか。	免許状を交付した各都道府県の教育委員会が発行する「教育職員免許状授与証明書」を取得し、添付してください。なお、添付する授与証明書は、写しでも結構です。
16	幼稚園教諭等の活用に係る特例	結婚などにより姓が変わり、届出書に添付する必要書類(教員免許状など)に記載されている姓(旧姓)と一致しないが、どうすればよいか。	旧姓と現姓の両方が記載されている戸籍抄本(公印のあるもの)など、公的機関が発行した、旧姓と現姓を確認できる書類等を併せて提出してください。(戸籍抄本等で複数ページにつづられている場合は、全ページを提出してください。)なお、添付する戸籍抄本等は、写しでも結構です。
17	幼稚園教諭等の活用に係る特例	看護師は、特例の「養護教諭」として特例適用することができるのか。	看護師は養護教諭ではないため、養護教諭として特例適用はできません。
18	保育の実施に必要な配置に係る特例	現在、0歳児が4人以上入所※しているため、看護師1名を保育士とみなしているが、当該看護師については、配置特例を適用せずに今後も保育士としてみなすことができるか。当該看護師以外の看護師を、保育士とみなす場合には配置特例の適用が必要という理解でよいか。	0歳児が4人以上入所※している場合に、看護師等を1名に限って保育士とみなせる特例については、今回の配置特例の適用を受けることなく、今後も適用することができます。上記以外の看護師等を保育士とみなす場合には、配置特例の適用が必要であること、上記の看護師等も含めて保育士等の数の3分の1を超えてはいけないことに留意してください。 ※令和5年4月1日から、乳児の在籍人数の要件は撤廃されています。
19	児童が少数の時間帯に係る特例 保育の実施に必要な配置に係る特例	認可保育所で、保育補助として働いていた経験があるため、「家庭的保育補助者として従事した経験を有する者」に該当すると思うが、子育て支援員研修の受講は必要なのか。	本市の配置特例制度における家庭的保育補助者は、「子育て支援員研修(地域保育コース・地域型保育)」を修了した上で、家庭的保育事業所における従事経験を有している方となるため、ご質問のケースは、「家庭的保育補助者として従事した経験を有する者」には該当しません。そのため、配置特例制度の適用にあたっては、「子育て支援員研修(地域保育コース・地域型保育)」の修了が必要となります。

No.	カテゴリ	質問	回答
20	児童が少数の時間帯に係る特例 保育の実施に必要な配置に係る特例	「家庭的保育者又は家庭的保育補助者」とはどのような者をいうのか。	「子育て支援員研修（地域保育コース・地域型保育）」を修了し、認可事業である地域型保育事業（小規模保育事業などと同じカテゴリ）の家庭的保育事業に従事したことのある「家庭的保育者」又は「家庭的保育補助者」を示します。
21	児童が少数の時間帯に係る特例 保育の実施に必要な配置に係る特例	「保育士資格の取得を希望している者」とはどのように確認するのか。届出の際に何か書類を提出する必要があるのか。	届出の際に提出いただく書類はありません。 特例を適用している施設に対しては、特例の運用状況の確認のため、抜き打ちを含む立入調査や聞き取り調査等の実施を予定していますので、その際に、資格取得のための具体的な取組や関係資料（保育士試験の受験票や模擬試験の結果等）の確認を行います。
22	児童が少数の時間帯に係る特例 保育の実施に必要な配置に係る特例	「保育業務に従事した経験」とあるが、どのような業務が保育業務に当たるのか。	「保育業務に従事した経験」とは、保育補助などとして、子どもの保育に直接的に携わる業務の経験をいいます。 認可保育所等で働いた経験があっても、事務や給食調理、清掃など、子どもの保育に直接的に携わらない業務の経験については、対象となりません。
23	幼稚園教諭等の活用に係る特例 保育の実施に必要な配置に係る特例	各配置特例ごとの要件を満たしていれば、本特例により配置する職員のみで、特定の歳児の児童を保育することはできるのか。（例：0歳児3人のクラスを、配置特例の職員1名で保育）	0歳児が4人以上入所している場合の看護師等の配置特例（上記No.18）においては、乳児の在籍人数の要件撤廃後も、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行われなければならないとされています。【令和4年11月30日厚生労働省事務連絡「保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について」】 上記趣旨を踏まえ、本特例においても、特例により配置する職員のみで、特定の歳児の児童を保育することは適当ではありません。